

改正

平成17年3月25日規則第17号

平成17年9月28日規則第39号

平成23年4月1日規則第18号

平成28年4月1日規則第27号

平成31年3月29日規則第5号

小矢部市商業インキュベータ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市商業インキュベータ条例（平成15年小矢部市条例第3号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定によりインキュベータ・ルーム（以下「ルーム」という。）の使用の承認を受けようとする者は、小矢部市商業インキュベータ使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(使用の承認)

第3条 市長は、ルームの使用を承認したときは、小矢部市商業インキュベータ使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 ルームの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに、前条の規定により交付を受けた使用承認書を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第5条 市長は、条例第8条第1項の規定によりルームの使用の承認を取り消したときは、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(使用の承認期間の延長)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、条例第9条ただし書の規定によりルームの使用を承

認する期間を4年を限度として延長することができる。

第7条 使用者は、条例第9条ただし書の規定により使用の承認期間の延長を受けようとするときは、当該承認期間の満了する日の3月前までに小矢部市商業インキュベータ使用承認期間延長申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、使用の承認期間の延長を承認したときは、小矢部市商業インキュベータ使用承認期間延長承認書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用料の納付）

第8条 使用料は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付の額は、全額（使用ができなかった期間が1月に満たないときは、日割計算による額）とする。

2 使用料の還付を受けようとする者は、小矢部市商業インキュベータ使用料還付申請書（様式第6号）に支払額が明らかとなる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（端数計算）

第10条 前条第1項の規定による使用料の還付の額の端数計算については、条例第10条第1項後段の例による。

（変更等の届出）

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- （1） 氏名又は住所等に変更があったとき。
- （2） 業種を変更しようとするとき。
- （3） ルームの使用を7日以上休止しようとするとき。
- （4） インキュベータの施設を損傷し、又は滅失したとき。

2 使用者は、使用の承認期間の中途において、ルームの使用を終了しようとするときは、使用を終了しようとする日の属する月の前々月の末日までに、市長にその旨を届け出なければならない。

（検査）

第12条 使用者は、ルームの使用を終了しようとするときは、あらかじめ、職員の検査を受けなければならない。

（庶務）

第13条 小矢部市商業インキュベータ使用資格審査委員会の庶務は、産業建設部商工観光課におい

て処理する。

(細則)

第14条 この規則に定めるもののほか、ルームの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月21日から施行する。ただし、第2条から第5条まで、第7条から第11条まで及び第14条から第16条までの規定は、同月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年9月28日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の小矢部市商業インキュベータ条例第9条第1項の規定により使用料の減免を受けている者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

小矢部市商業インキュベータ使用承認申請書

年 月 日

（宛先）小矢部市長

〒 -

申請者 住所（所在地） _____
 名 称 _____
 氏 名 _____ 印
 電 話 番 号 _____
 メールアドレス _____

小矢部市商業インキュベータ（インキュベータ・ルーム）の使用の承認を受けたいので、小矢部市商業インキュベータ条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。



インキュベータ平面

希望するルームの番号 （番号に○をつける）	1 2 3
希望する使用期間 （1年間を限度とする）	年 月 日～ 年 月 日
使用料	月額 円
使用する商業又はサービス業等の内容	
ルームに設置する物件	

添 付 書 類

- 1 事業計画書
- 2 その他市長が必要と認める書類

備考 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

小矢部市商業インキュベータ使用承認書

住所（所在地）

名 称

氏 名 ⑩

年 月 日付で申請のあった小矢部市商業インキュベータ（インキュベータ・ルーム）の使用を次のとおり承認する。

年 月 日

小矢部市長

使用ルーム	
使用承認期間	年 月 日～ 年 月 日
使用料	<p>月額 円（前納）</p> <p>※ 使用期間が1月に満たないときは、日割計算による額とする。当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。</p>
その他	<p>（使用の目的）</p> <p>第1 使用者は、ルームを申請書記載の使用目的又は用途以外に使用してはならない。</p> <p>（特別の設備）</p> <p>第2 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第3 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（使用承認の取消等）</p> <p>第4 市長は、小矢部市商業インキュベータ条例（以下「条例」という。）第8条に該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、市は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>（使用財産の管理）</p> <p>第5 使用者は、ルームを善良な管理者の注意をもって維持管理に努めるとともに、ルームの使用につき支出した有益費、必要経費等を市に請求することが出来ないものとする。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第6 使用者は、その責に帰する理由により、ルームの一部又は全部を滅失し、若しくは毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。</p>

様式第3号（第7条関係）

小矢部市商業インキュベータ使用承認期間延長申請書

年 月 日

（宛先）小矢部市長

申請者 住所（所在地）
名 称
氏 名 ⑩
電 話 番 号
メールアドレス

小矢部市商業インキュベータ（インキュベータ・ルーム）の使用承認期間の延長を受けたいので、小矢部市商業インキュベータ条例施行規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

使用ルーム番号 （番号に○をつける）	1	2	3
使用承認期間	年 月 日～ 年 月 日		
使用延長希望期間 （1年間を限度とする）	年 月 日～ 年 月 日		
延長承認回数	第 回目		
延長の理由			

添 付 書 類

- 1 事業計画書
- 2 その他市長が必要と認める書類

備考 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第4号（第7条関係）

小矢部市商業インキュベータ使用承認期間延長承認書

住所（所在地）

名 称

氏 名 印

年 月 日付で申請のあった小矢部市商業インキュベータ（インキュベータ・ルーム）の使用を次のとおり承認する。

年 月 日

小矢部市長

使用ルーム	
使用承認延長期間	年 月 日～ 年 月 日
使用料	<p>月額 円（前納）</p> <p>※ 使用期間が1月に満たないときは、日割計算による額とする。当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。</p>
その他	<p>（使用の目的）</p> <p>第1 使用者は、ルームを申請書記載の使用目的又は用途以外に使用してはならない。</p> <p>（特別の設備）</p> <p>第2 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第3 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（使用承認の取消等）</p> <p>第4 市長は、小矢部市商業インキュベータ条例（以下「条例」という。）第8条に該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、市は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>（使用財産の管理）</p> <p>第5 使用者は、ルームを善良な管理者の注意をもって維持管理に努めるとともに、ルームの使用につき支出した有益費、必要経費等を市に請求することが出来ないものとする。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第6 使用者は、その責に帰する理由により、ルームの一部又は全部を滅失し、若しくは毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。</p>

様式第5号（第9条関係）

小矢部市商業インキュベータ使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）小矢部市長

申請者 住所（所在地）
名 称
氏 名 ⑩
電 話 番 号
メールアドレス

小矢部市商業インキュベータ（インキュベータ・ルーム）の使用料の還付を受けたいので、小矢部市商業インキュベータ条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使用ルーム	
使用ができなかった期間	年 月 日～ 年 月 日 日間
還付の理由	

添 付 書 類

支払額が明らかとなる書類